

岩手県告示第511号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該区域内の土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定する区域 釜石市岩井町1番3の一部、1番5の一部、1番10の一部及び7番67の一部（別紙図面のとおりに。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。